

消防庁長官表彰受賞～比企広域消防本部～

この度、日頃の消防活動への功績が認められ、比企広域消防本部が消防庁長官表彰を受賞しました。

3月8日、比企広域消防本部須藤勇消防長より若林全村長に受賞の報告が行われました。

消防庁長官表彰は、消防に関して功労のあった消防職員や消防団員、消防機関等に対して消防庁長官が表彰状や表彰旗を授与して行うものです。



消防団救助資機材搭載型車両 第2分団2部(大内沢)に配備

東秩父消防団第2分団第2部(大内沢)に消防団救助資機材搭載型車両が総務省消防庁から無償貸付され、同部に配備しました。新車両には手動式油圧カッターやチェーンソー、AEDなどの救助資機材が搭載されています。

3月17日、役場において車両の引渡し式が行われ、キーが若林全村長から富田兼司団長に、引き続いて富田団長から車両を管理する第2分団2部の眞下哲也部長に引き渡されました。

新しいはしご車を披露

3月17日、役場前駐車場において、比企広域消防本部が新しく購入したはしご車を披露しました。新車両は、はしごを地上から30mの高さまで伸ばすことができ、360度の全旋回が可能です。また、はしご操作台からの遠隔操作も可能です。

今後、人命や財産を守るため、消火・救助活動で活躍します。



確定申告はお済みですか？

確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告内容にまちがいがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。また、うっかりして確定申告することを忘れていた場合は、直ちに申告してください。

税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

【手続】 更正の請求書に必要事項を記入して、所轄の税務署長に提出してください。更正の請求書は、国税庁ホームページからダウンロードできます(税務署にも用意してあります)。

【期間】 更正の請求ができる期間は、原則として、確定申告書の提出期限から1年以内です。

平成21年分の所得税	平成23年3月15日(火)まで
平成21年分の個人事業者の消費税及び地方消費税	平成23年3月31日(木)まで

税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日(納期限)までに延滞税と併せて納めてください。

【手続】 修正申告書に必要事項を記入して所轄の税務署長に提出してください。修正申告書は、国

税庁ホームページからダウンロードできます(税務署にも用意してあります)。

【期間】 税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限(平成21年分の所得税は3月15日(月))の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、なるべく早く申告してください。

また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、新たに加算税が賦課される場合があります。

確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならないのに、確定申告することを忘れていたときは、直ちに申告してください。確定申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といいます。期限後申告をしたり、申告をしないために税務署から決定を受けたりすると、加算税が賦課される場合があります。

なお、期限後申告によって納める税額は、申告書を提出する日(納期限)までに延滞税と併せて納めてください。

問合せ 秩父税務署 ☎0494-22-4433 (自動音声)